

大豊町地域子育て支援センター「よちよち」

【5月の予定】

月		火	水		木	金	
2	よちよち	3	4	休み	5	6	よちよち
9	よちよち	10	11	よちよち 保育士さんによる 絵本の読み聞かせ	12	13	よちよち 保健師さんが 来ます
16	よちよち	17	18	よちよち 保育士さんによる 絵本の読み聞かせ	19	20	よちよち
23	よちよち	24	25	よちよち 保育士さんによる 絵本の読み聞かせ	26	27	よちよち
30	よちよち	31					

【場所】大杉保育所内

【開設日時】

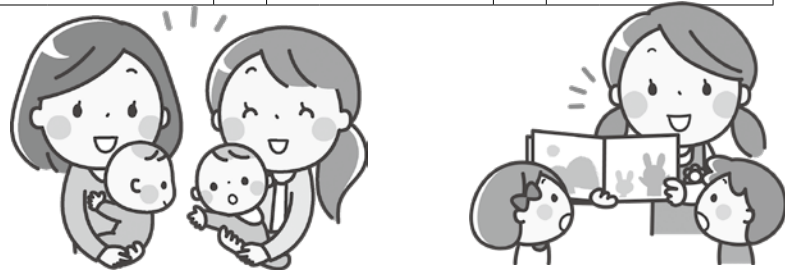
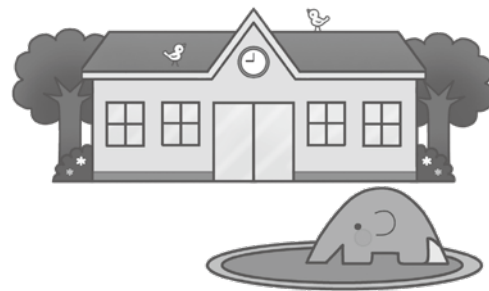
月曜日・水曜日・金曜日

(年末年始・祝日を除く)

※保育行事等で変更する場合があります。

午前9時～正午

【電話】72-0056



高知県運営適正化委員会からのお知らせ

福祉サービス困りごと解決制度をご存じですか？

ホームヘルプサービスやデイサービス、各種社会福祉施設（老人ホーム、保育所、障害者施設等）の福祉サービスを利用してみると、あらかじめ説明された内容と異なるサービスであったり、思ってもみない扱いを受けて不快になったり、苦痛を感じている方もいらっしゃるかもしれません。

そのような「苦情（困りごと）」は、まずサービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれます。

しかし、なかには話し合いだけでは解決しなかったり、苦情を言いたくても言えない環境や雰囲気であったり、苦情を言うことによって苦痛を感じるような扱いを受けるのではないかと心配されている場合もあるのではないかと考えます。

そのような時には「福祉サービス困りごと解決委員会」にご相談ください。「困りごと」の解決に向けてお手伝いします。また、秘密は厳守します。

相談は無料で、受付は年末年始を除いた平日の午前9時から午後4時までです。

所在地 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ
高知県運営適正化委員会（福祉サービス困りごと解決委員会）
電話 088-802-2611 FAX 088-844-9443
e-mail: kaiketsu@pippikochi.or.jp （FAXとe-mailは24時間受付）

狂犬病予防の巡回注射を実施します

生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法に基づき、生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防接種が義務付けられています。

大豊町内では次の日程で巡回注射を実施します。巡回接種、または病院での個別接種で必ず飼い犬に予防接種を受けさせてください。

◆巡回注射日程

5月17日（火）西峰・東豊永・東部・西豊永方面
5月18日（水）天坪・大杉・立川方面
5月19日（木）大田口・穴内・大杉方面
6月5日（日）全地区

◆注射料 3,200円（注射済票代金を含む）

◆登録料 3,000円（生後91日以上犬）

※登録している犬の飼い主には、5月上旬までに問診票を郵送いたしますので、記入のうえ実施場所に持参してください。

※新しく登録する犬については、予防注射実施場所に登録することも可能ですが、事前に登録をしていただくことで巡回注射をスムーズに行うことができますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班

マイクロチップ情報登録が始まります

6月1日から、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。マイクロチップを装着するこ

高知県土地家屋調査士会に感謝状を贈呈

この度、新築した大豊町教育施設の建物登記を無償で提供していただきました。3月22日（火）に、田邊満夫会長に感謝状を贈呈しました。ありがとうございました。



問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班 下村

5月31日までは、無料で手続きができます。

環境省データベースへの移行登録サイト
<https://www.aipo.jp/transfer>



とで、迷子になっても、その犬や猫の身元や飼い主さんがすぐに分かるというメリットがあります。

ブリーダーやペットショップなどで購入した犬や猫の飼い主になる際には、装着しているマイクロチップへ、「ご自身が飼い主である」という情報を登録する必要があります。そして、その情報は環境省のデータベースに登録されます。

現在、すでにマイクロチップを装着した犬や猫の飼い主であり、民間登録団体に登録されている方で、環境省のデータベースへの登録も希望する場合は、下記のサイトへアクセスして手続きをしてください。

令和4年度 銃砲刀剣類の登録審査会について

銃砲や刀剣類は、銃砲刀剣所持等取締法により、一般には所持することが禁じられています。しかし、美術品もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や、美術品として価値のある刀剣類は、都道府県に登録をすれば、例外として所持することができます。

●高知県では、下記のとおり、銃砲刀剣類の審査会を実施しています。

【日程】毎月第2火曜日

【時間】午後1時30分から午後4時まで（受け付けは午後3時30分まで）

【場所】高知県庁 本庁舎 地下第3・第4会議室（高知市丸ノ内1-2-20）

【審査に必要なもの】

- 審査を受けようとする銃砲刀剣類
- 警察署で交付を受けた発見届出済証
- 登録手数料 1件につき6,300円 ※登録できなくても必要です

問い合わせ先 高知県歴史文化財課（銃砲刀剣類担当） ☎ 088-823-9112 FAX 088-823-9063

令和4年度 登録審査会日程	
5月10日（火）	11月8日（火）
6月14日（火）	12月13日（火）
7月12日（火）	1月10日（火）
8月9日（火）	2月14日（火）
9月13日（火）	3月14日（火）
10月11日（火）	